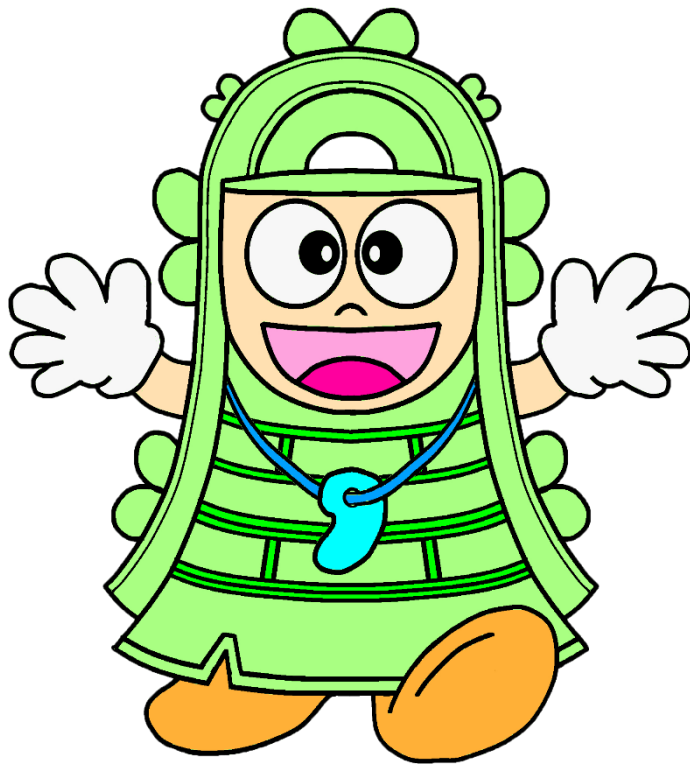


令和6年度
野洲市生活困窮者支援事業

実績報告書



令和7年4月
野洲市健康福祉部市民生活相談課
(野洲市消費生活センター)

目 次

令和6年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告	2
1. 自立相談支援事業	3
2. 住居確保給付金	6
3. やすワークにおける就労支援実績	6
4. 家計改善支援事業	10
5. 支援調整会議	10
6. 地域共生社会の実現に向けての地域づくり推進事業	11
7. 自殺防止対策	11
8. 見守りネットワーク	12
9. 野洲市市民生活総合支援推進委員会	12
10. 学習・生活支援事業 YaSchool（やすクール）	12

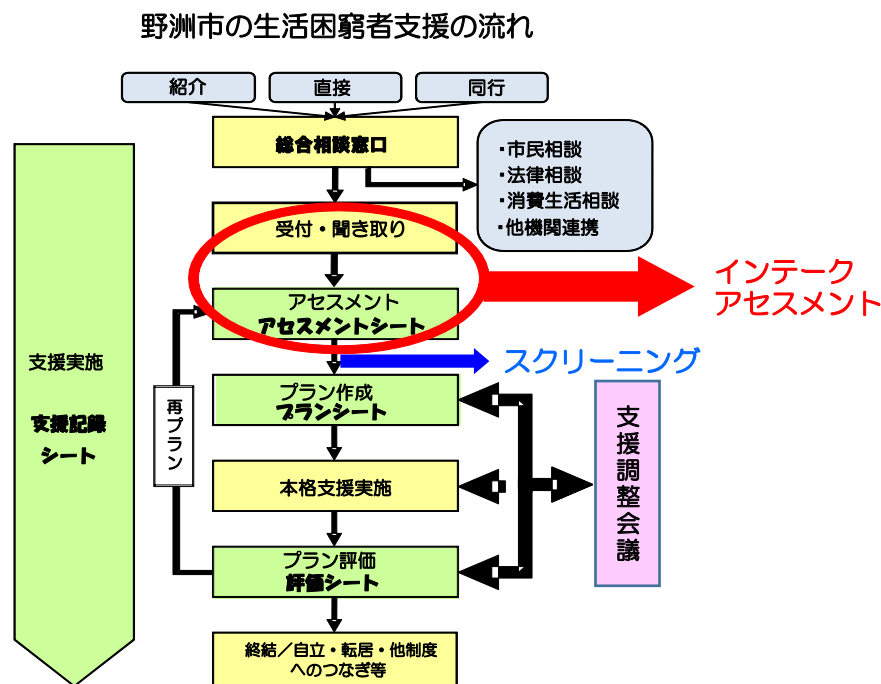
令和6年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告

平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、全国で生活困窮者支援が動き出し9年が経過しました。

本市における生活困窮者支援事業は、平成23年度から取り組んできたパーソナル・サポート・サービスの取組みを基本とし、市役所の総合力で相談者の発見、生活再建支援を実施すること、併せて行政と民間との協働により、生活困窮者と生活困窮者を取り巻く地域全体への働きかけを通じて、生活困窮状態からの脱却・自立を目指す地域の仕組みづくりを目的として実施しています。

令和6年度においては、生活困窮者自立支援法に基づく①自立相談支援事業、②住居確保給付金事業、③家計改善支援事業、④就労準備支援事業、⑤学習・生活支援事業、⑥就労支援事業（やすワーク）並びに社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業における地域づくり事業、アウトリーチ継続的支援事業、参加支援事業及び多機関協働事業を実施しました。

このたび、令和6年度の事業実績をとりまとめましたので報告します。



※支援調整会議は月1回開催 プラン・評価まとめて実施

- アセスメント 相談者の状況を把握し、背景・要因を分析したうえで、そのなかで対応すべき課題を適切にとらえ、解決の方向性を見定めること
- インテーク 相談者に初めて面接をすること、情報共有や信頼関係の構築が目的
- スクリーニング プラン作成にあたっての支援方法の検討、選定

1. 自立相談支援事業

令和6年度の新規相談の受付件数（実数）は、160人で前年度（172人）比約93.0%に減少しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により拡大した相談需要は落ち着いたものと考えられます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
新規相談受付件数(本人未特定を含む)	14	20	22	16	9	7	17	10	9	8	15	13	160
(うち)本人特定のみ(本人同意なしを含む)	14	20	22	15	9	7	17	10	9	8	15	12	158
(うち)本人特定のみ(本人同意ありのみ)	8	18	14	9	7	6	17	7	6	7	9	6	114

(1) 相談者の年代別属性

令和6年度における生活困窮に関する新規の相談件数は160件で、そのうち高齢者（70歳以上）の相談件数は34件で一番多く、割合としては全体の約22%を占めています。ちなみに、相談件数の年代別での内訳は、10代が23件、20代が13件、30代が19件、40代が29件、50代が25件、60代が16件、不明が1件となっています。

高齢者の主な相談内容は、経済的困窮、家族関係・家族問題、病気、住まい、就労等となりますが、相談内容は1つではなく、複数のものが重なっている場合が多く、また、終活に関する相談（相続、墓じまい、財産処分、死後事務委任）も多い状況となっています。

10代23人については、学習支援事業に新規で参加申込した子どもを登録したこと、また、不登校や若年層のひきこもり等の相談となっています。

(2) 対応状況

①プラン策定前支援終了件数（初回スクリーニング結果）

プラン策定前支援終了件数は、54件となっています。この内、「情報提供のみで終了」が27件、「他機関へのつなぎで終了」が27件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
プラン策定前支援終了件数(初回スクリーニング時)	3	6	9	8	2	3	6	3	2	0	3	9	54
うち	情報提供のみで終了	1	5	5	4	2	1	0	2	0	1	6	27
	他機関へのつなぎで終了	2	1	4	4	0	2	6	1	2	0	3	27
	スクリーニング判断前に中断終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②支援決定・確認件数（再プランを含む）

支援決定・確認件数（再プランを含む）については、244件であり、その内、「支援決定あり」は96件となっています。また、プラン期間中の一般就労を目標にしている「就労支援対象者数」も150件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
支援決定・確認件数(再プランを含む)	28	26	22	23	18	11	26	31	20	14	15	10	244
うち 支援決定あり	10	10	8	7	9	2	11	14	9	7	5	4	96
うち 就労支援対象者数(プラン期間中の一般就労を目標にしている)	23	14	12	17	13	8	14	18	8	8	9	6	150

初回プラン・再プラン内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
支援決定・確認件数(初回プラン)	3	2	12	9	8	10	6	11	7	2	1	1	72
うち 支援決定あり	0	1	5	3	1	3	3	5	3	0	0	1	25
支援決定・確認件数(再プラン)	14	13	12	6	10	5	10	12	22	6	8	7	125
うち 支援決定あり	7	9	8	2	8	1	3	6	9	6	3	3	65

(3) 支援実施

相談支援の延べ件数は、4,372件でした。他機関との電話照会・協議の件数が多いのは、関係機関との連携の表れです。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
電話相談・連絡	67	72	103	103	97	96	100	77	94	63	58	61	991
訪問	7	12	13	12	10	7	9	6	7	4	9	11	107
同行支援	10	14	8	18	11	6	7	13	8	10	10	5	120
面談	91	95	96	90	75	87	91	86	96	95	67	75	1,044
所内会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援会議	0	1	1	2	0	1	4	2	4	8	3	10	36
支援調整会議(プラン策定)	17	4	8	25	8	9	7	8	10	7	4	11	118
支援調整会議(評価実施)	0	14	0	0	1	0	0	11	0	0	2	2	30
その他他機関との会議 (支援調整会議以外)	2	1	1	2	2	2	0	2	2	2	0	1	17
他機関との電話照会・協議	59	67	73	83	59	64	66	78	93	65	54	71	832
その他	112	151	120	129	78	118	128	58	59	41	44	39	1,077
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	365	431	423	464	341	390	412	341	373	295	251	286	4,372

(4) 評価実施状況（初回プラン、再プラン内訳）

再プランを含め評価を実施したのは196件です。初回プランの評価実施（71件）では、支援を終結したのが31件、再プランして継続したのが40件、中断したのは0件です。再プランの評価実施（125件）では、支援を終結したのが34件、再プランして継続したのが91件です。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
支援決定・確認件数(初回プラン)		3	2	12	9	8	10	6	11	7	2	1	1	72
うち	支援決定あり	0	1	5	3	1	3	3	5	3	0	0	1	25
支援決定・確認件数(再プラン)		14	13	12	6	10	5	10	12	22	6	8	7	125
うち	支援決定あり	7	9	8	2	8	1	3	6	9	6	3	3	65
評価実施件数(初回プラン)		3	2	12	8	8	10	6	11	7	2	1	1	71
うち	終結	0	0	10	5	4	5	0	2	2	1	1	1	31
	再プランして継続	3	2	2	3	4	5	6	9	5	1	0	0	40
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価実施件数(再プラン)		14	13	12	6	10	5	10	12	22	6	8	7	125
うち	終結	3	3	4	3	4	3	2	2	7	0	2	1	34
	再プランして継続	11	10	8	3	6	2	8	10	15	6	6	6	91
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 住居確保給付金

住居確保給付金とは、離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として、住宅費を支給するとともに、市民生活相談課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

令和6年度は4人に対し支給決定を行いました。

3. やすワークにおける就労支援実績

平成 23 年度のパーソナル・サポート・サービスのモデル事業から実施してきたハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け、市役所にて出張相談を行う就職ナビゲーター事業を拡充するため、平成 25 年度より、本市と滋賀労働局（ハローワーク）と一緒に就労・生活支援を進める「やすワーク」を市役所本館に開設しました。これは、内閣府の「アクション・プラン事業」を活用して、ハローワークの就職支援と本市の生活支援を一体的に提供する取り組みで、「生活困窮者等を対象とした就労支援を一体的に実施するための協定」（平成 25 年4月1日締結）に基づき実施しています。

実施方法は、市役所内に個別ブースを設置し、ハローワークから就職ナビゲーター

の派遣を受け、平日9時～17時の時間帯において、完全予約制（1人45分間）で行っています。面接のためのスーツ貸出や、履歴書作成の指導助言、模擬面接、化粧の仕方などのツールも用意しています。

就労支援を行う関係部署（社会福祉課、子育て家庭支援課等）に配置されている支援相談員と就職ナビゲーターが連携しながら、個別継続的に寄り添って支援を行うことで、相談者の就職活動を応援しています。

やすワークでは、相談者が市役所の落ち着いた環境で45分間の就労相談・情報提供を受けることができること、また、関係部署の支援する担当者等が同席して相談対応することで、情報共有ができてスムーズな連携支援に繋がるなどメリットが多く、生活支援とセットで行う就労支援は非常に有効です。

- ・平成30年5月からは下記の障がいのある人へ就労支援を開始しています。

◎「障がい者求人」の検索及び情報提供等の就労支援	
⇒「障がい者求人」へ応募する際に、本人の障がいの程度等、事業所へ配慮してもらいたいことを伝え紹介します。	
◎「一般求人」における障がいのある人への就労支援	
⇒「一般求人」を紹介する際に、障害者手帳保持者である旨等を事業所へ伝え、応募可能かどうか確認し、可能な場合については就労支援を行います。	
＊「一般求人」・・・通常の求人	
「障がい者求人」・・・障がいのある人を雇用するための求人	

■やすワーク就労支援実績

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活困窮相談 新規受付実人数		179 人	222 人	315 人	270 人	531 人	319 人	236 人	172 人	160 人
やす ワ ー ク	利用者 実人数	146 人	120 人	112 人	112 人	123 人	123 人	134 人	106 人	104 人
	就職決 定者延 人数	134 人	141 人	122 人	100 人	104 人	104 人	116 人	94 人	67 人

令和6年度 野洲市就職決定者数等の状況

R6年4月からR7年3月末まで

1. 相談利用者数と就職決定者数等

相談実施回数	736	相談利用者数	244	総就職決定者数	67	就職決定者実人数	53	(50.96%)
上記のうち		一般利用者数	140	※生活困窮者のみ		※生活困窮者のみ		
		生活困窮者利用者数	104					

2. 性別

合計	男性		女性	
人数	人数	割合(%)	人数	割合(%)
67	43	64.2%	24	35.8%

3. 年代別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性	0	4	7	6	17	5	4	43
女性	0	1	10	2	7	2	2	24
合計	0	5	17	8	24	7	6	67

4. やすワークを利用した障がい者求人紹介数

紹介件数	3	実人数	3
------	---	-----	---

5. 就職決定者の職種と雇用形態

職種	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
軽作業・工場等	26	11	1	9	5
清掃・施設管理	13	12	0	0	1
接客販売	3	2	0	0	1
事務	8	2	1	1	4
介護・福祉・看護	5	3	0	0	2
調理	4	4	0	0	0
運転関係	7	3	0	0	4
農林水産業	1	1	0	0	0
合計	67	38	2	10	17

6. 就職決定者の属性等（重複回答有）

属性等	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
生活保護	13	8	0	3	2
住居確保給付金	0	0	0	0	0
障がい	3	3	0	0	0
うち、障がい者求人	1	1	0	0	0
うち、一般求人	2	2	0	0	0
母子	12	3	1	1	7
高齢者	10	10	0	0	0
多重債務者	2	2	0	0	0
その他	30	16	0	5	9



やすワークは、市役所
本館 1 階の税務納税
課の前にあります。

やすワークは、予約制になって
います。相談時間は 45 分
間で、相談員やハローワーク
の就労ナビゲーターと相談し
ながら、就職活動を行うこと
ができます。



スーツを持っていない人には、
スーツやカッターシャツの
貸し出しを行っています。

4. 家計改善支援事業

家計相談支援事業については、自立相談支援事業と一体的に実施しています。

多重債務や税金等の滞納など家計に課題のある者に対し、家計の見直しをすることで、家計再建に向けたきめ細やかな相談支援や、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等のあっせんを行いました。自立相談支援事業と一体的に実施することで効果的に行うことができました。

○ 家計改善支援プラン策定数 91件

5. 支援調整会議

(1) 支援調整会議の内容について（毎月開催分）

生活困窮者自立支援法において実施する自立相談支援事業は、生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個人の状態にあった支援計画（プラン）の作成、評価を行い、関係事業との連携を含めた包括的な支援を行うものとされています。そして、そのプランおよび評価について支援内容の調整・確認を行う支援調整会議が、国の自立相談支援事業実施要領に位置付けられています。

そこで本市では、国の自立相談支援事業実施要領に基づく支援調整会議として、以下を目的として実施しました。内容は、支援プランのチェックを目的とし、毎月1回（年間12回）開催しました。貧困問題に取り組む民間団体として「NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会」に委託し、弁護士の派遣を受けています。

■支援調整会議の目的

- ・プラン内容の妥当性についての関係機関・関係者間の確認
- ・関係機関・関係者間の協議の上で、プランについて必要な修正を実施
- ・プランに基づく今後の支援の支援方針及び各機関・関係者の役割の確認

■構成員

弁護士、野洲市社会福祉協議会、滋賀労働局（ハローワーク草津）、やすワーク、野洲市発達支援センター、市民部自治防災課市民協働室、健康福祉部市民生活相談課を主たるメンバーとしています。

(2) 支援会議について

生活困窮者自立支援法改正に伴って、平成30年12月に野洲市くらし支えあい条例を改正し、同条例第25条において支援会議の設置を規定しました。改正後は第25条第1項にて支援会議の設置を規定し、第2項で支援会議の名称を支援調整会議と称すると定めています。

6. 地域共生社会の実現に向けての地域づくり推進事業

■多機関の協働による包括的支援体制構築事業の目的

本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図ることを目的にしています。そこで本市では、本事業を活用して、生活困窮者支援事業を実施している市民生活相談課と、北部合同庁舎に事務所を有する市民サービスセンターに相談支援包括化推進員を計3名配置し、相談支援員と連携して一体的なチーム体制を整備して、困り事を抱える人を包括的に相談できる体制を整備しています。

■野洲市重層的支援体制整備事業実施綱について（令和5年野洲市告示第6号）

生活困窮者等に対する包括的な支援体制を構築するため制定されていた、野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱（平成29年野洲市告示第51号）を全部改正し、事業の機能を重層的支援体制整備事業に移行しました。重層的支援体制整備事業における包括化推進会議では、下記業務を行います。

- (1) 各相談支援機関の業務内容の理解
- (2) 相談支援包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法の検討
- (3) 地域住民が抱える福祉ニーズの調査
- (4) 地域に不足する社会資源創出の手法の検討
- (5) 重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携に関すること。
- (6) 野洲市重層的支援体制整備事業計画に基づく施策の推進及び効果の検証に関する事務
- (7) その他包括的な支援体制を構築するために必要な事項

■野洲市重層的支援体制整備事業担当者会議の開催実績について

野洲市重層的支援体制整備事業実施要綱に基づき、市役所関係部署や関係機関が集まって、令和6年度は年間14回の会議を開催しました。

7. 自殺防止対策

本市では、平成31年3月、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため「いのち支える野洲市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして～」を策定し、市民、各関係団体、市職員が総動員し、全市的な取組として自殺対策を推進し、『誰も自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現』を目指しています。なお、市民生活相談課は、野洲市自殺対策計画策定委員会において、健康福祉部健康推進課と連携し事務局を担当しています。

8. 見守りネットワーク

(1) 概要

見守りネットワークとは、事業者及び自治組織や地域の団体等（以下「事業者等」といいます。）の協力を得て、高齢者や障がいのある人、子ども、生活困窮者等の対象となる市民が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう見守り、支えあう仕組みです。

配慮が必要となる市民の多くは自ら相談できないケースが多く、少しでも早く支援につなげることが必要となるため、見守りネットワークの対象となる市民は、高齢者に限らず、障がいのある人や子ども、生活困窮者等もその対象としています。

(2) 見守りネットワークの仕組み

市と協定を締結した事業者等は、その事業の中で市民の異変を発見した場合には、市に異変を通報します。通報を受けた市は、関係課と連携し、状況の確認と支援を行います。

(3) 協定を締結した事業者等

令和6年度は、2事業者・団体と見守りネットワーク協定を締結しました。本市と見守りネットワーク協定を締結している事業者等は、合計で49事業者・団体となります。

9. 野洲市市民生活総合支援推進委員会

社会問題化している自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、関係部署が連携し、協議を進め、これらの問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図ることを目的に、当委員会は設置されています。

また、平成28年10月に施行した野洲市くらし支えあい条例において、「消費生活上特に配慮が必要であると認められる市民、生活困窮者等及びこれらの者と同様の状況に至るおそれのある市民の支援を総合的に行うため、市の関係する全ての組織に属する職員により構成される野洲市市民生活総合支援推進委員会を設置する」と当委員会の設置を規定しました。

野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱第6条において、消費者被害・生活困窮者等支援対策連絡部会、自殺防止対策連絡部会、人権対策連絡部会の3つの部会を設けており、部会で連携し研修会等を行っています。

10. 学習・生活支援事業 YaSchool（やすクール）

平成27年から施行された生活困窮者自立支援法において、子どもの貧困連鎖を断ち切ることを目的として、「学習支援事業」が自治体の任意事業として位置付けられています。本市では、「やすクール」と名付け開校しています。

学習指導だけでなく、子どもの居場所支援として、高校中退防止の観点から、やすクールの卒業生については、高校生も受入れをしています。学校や将来の悩みを話すなど、息抜き場として毎回参加する子どももあり、居場所機能としての効果があります。

地域の協力については、野洲市農業者クラブからお米の寄贈を受け、野洲市社会福祉協議会の連携で地域ボランティアによる「おにぎり隊」の協力を得て毎回おにぎりを提供いただくなど、地域ぐるみで取り組みが広がっています。